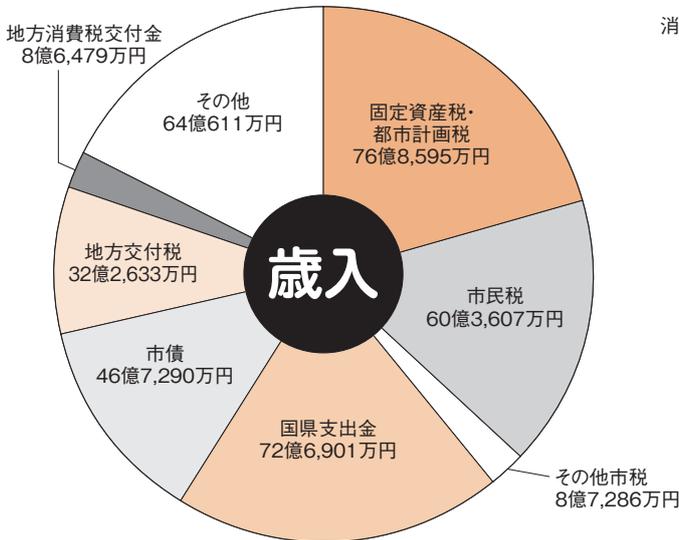


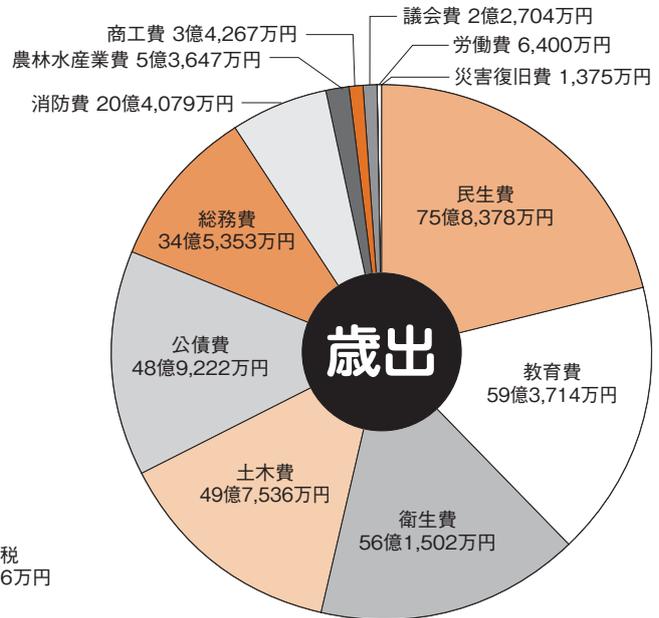
# 平成25年度各会計別決算状況

## 【一般会計】 予算額 386億337万円

収入済額 370億3,402万円  
執行率（予算対比）95.9%



支出済額 356億8,177万円  
執行率（予算対比）92.4%



## 【特別会計】 特定の事業に使われる会計です。

会計名	予算額	歳入決算額	歳入執行率 (%)	歳出決算額	歳出執行率 (%)
土地取得	3億円	2,313万円	7.7	2,192万円	7.3
国民健康保険	85億3,800万円	84億5,556万円	99.0	82億3,070万円	96.4
後期高齢者医療	5億8,600万円	5億7,748万円	98.5	5億7,393万円	97.9
介護保険	52億8,090万円	50億6,659万円	95.9	50億153万円	94.7
公共下水道	17億6,500万円	17億5,660万円	99.5	16億8,821万円	95.6
農業集落排水	1,610万円	1,659万円	103.0	1,535万円	95.3
駐車場	7,162万円	7,023万円	98.1	6,621万円	92.5

## 【企業会計】 公共の福祉を目的に経営する独立採算の会計です。

会計名		予算額	決算額	執行率 (%)	
水道事業	収益的収支	事業収益	15億5,100万円	14億8,902万円	96.0
		事業費用	15億5,100万円	14億9,205万円	96.2
	資本的収支	資本的収入	5,900万円	6,701万円	113.6
		資本的支出	6億50万円	5億6,762万円	94.5
病院事業	収益的収支	事業収益	6億1,600万円	5億6,179万円	91.2
		事業費用	6億1,600万円	5億5,002万円	89.3
	資本的収支	資本的収入	9億1,500万円	6億6,970万円	73.2
		資本的支出	9億1,500万円	5億964万円	55.7

※病院事業会計は、聖隷袋井市民病院の開院に伴い平成25年5月1日に開設したことから、平成25年5月～平成26年3月の11ヵ月分の決算となります。

## 請願

趣旨

これまで憲法において許容されてきた自国の防衛のための自衛権行使の範囲を超え、他国に加えられた武力攻撃に対し実力で阻止する集団的自衛権の行使を容認する閣議決定は、十分な説明もなく憲法解釈変更によるものであり許されるものではない。よって、閣議決定の撤回を求める意見書の提出を願うものである。

結果

閣議決定は、現在の内閣の考え方を示しているものに過ぎず、これだけで国が何かをできるわけではない。実際に自衛隊が活動を行うためには、根拠となる法律が必要であり、そうした法律は国会で十分な審議が行われた後に制定されることから不採択とする。